

大阪市に寄せられた要望等と対応方針【対応方針の検討が必要なもの】（令和８年６月分）

本市に寄せられた要望等について、対応方針を検討し、対応したものを掲載しています。

◆ その他

	要望者区分	市民		
要望日	令和 8 年 5 月 20 日（水曜日）		回答日	令和 8 年 6 月 19 日（金曜日）
標 題	要望等記録制度で扱って下さい 3			
要望等の概要	市から業務を委託されている事業者に対しても、同様の合理的配慮の精神を徹底させ、市が責任を持って管理・指導すること。			
対応方針の概要	（１）合理的配慮の精神を徹底させることについて 市から業務を委託する事業者において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）の趣旨を理解し、合理的配慮の提供が適切になされるよう、市民に接する可能性がある事業を委託する場合に、従事者向け研修の実施を当該委託契約の仕様書等で位置付けることを、福祉局長より各所属長あて依頼しています。 （２）市が責任を持って管理・指導することについて 今回のお申し出の受付部署である政策企画室市民情報部広聴担当より、本市契約管財局に確認しましたところ、委託業務に係る管理監督は、事業所管所属が行うものである、とのこと。 本市の組織体系上、各局・室・区に上位・下位はなく、並列の組織となっておりますので、それぞれの事業所管所属が業務を委託するために必要な内容を記載した契約書を作成し、それぞれの事業所管所属が当該契約書に基づき管理監督しています。 以上のとおり要望者に回答しました。			
担当部署	（１）に関すること 福祉局 障がい者施策部 障がい福祉課 （２）に関すること 政策企画室 市民情報部 広聴担当		電話	（１）に関すること 06-6208-8075 （２）に関すること 06-6208-7331